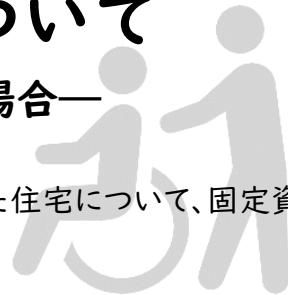


固定資産税の減額措置について

—住宅のバリアフリー改修を実施した場合—

令和 8 年 3 月 31 日までに、一定のバリアフリー改修工事が完了した住宅について、固定資産税が減額になる場合があります。



要件

下記の 1~5 のすべての要件を満たす方が対象となります。

- 次のいずれかに該当する方が居住している住宅（賃貸住宅を除く）であること
 - 65 歳以上の方
 - 障がい者を有する方
 - 要介護認定または要支援認定を受けている方
- 新築された日から 10 年以上経過した住宅であること
- 当該家屋の改修後の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること
- 補助金を除く自己負担額が 50 万円を超える工事であること
- 次のいずれかに該当する工事であること
 - 廊下の拡幅
 - 手すりの取付け
 - 浴室の改良
 - 階段の勾配の緩和
 - 床の段差の改修
 - 引き戸への取替え
 - トイレの改良
 - 床面のすべり止め改修

減額内容

改修工事完了後の翌年度のみ、該当住宅の床面積 100 m²までについて、税額が 3 分の 2 になります。

※減額は 1 年間のみとなります。

※他の減額制度との併用はできません。（ただし、省エネ改修による減額制度のみ併用可）

手続き

改修工事完了後 3 か月以内に下記の書類をご提出ください。

- 高齢者等居住改修住宅固定資産税減額申告書
- 領収書及び明細書（具体的に工事箇所と金額がわかるもの）
- 改修前後の工事箇所の写真
- 65 歳以上の方は住民票の写し
- 要介護認定または要支援認定を受けている方は介護保険の被保険者証の写し
- 障がい者を有する方は手帳の写し
- 補助金等を受けている場合はその額が確認できる書類

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地

小川町役場 税務課資産税担当

TEL 0493-72-1221（内線 128、129、130）